



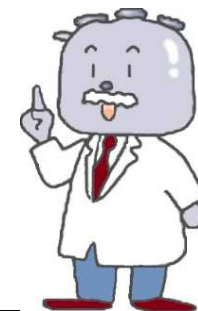
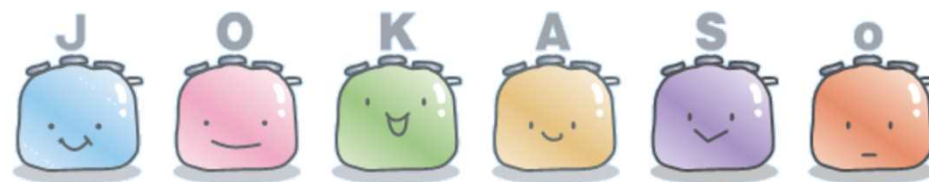
浄化槽の法定検査受検率向上に向けた取り組み 事例集(第2版)について



令和5年3月

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室

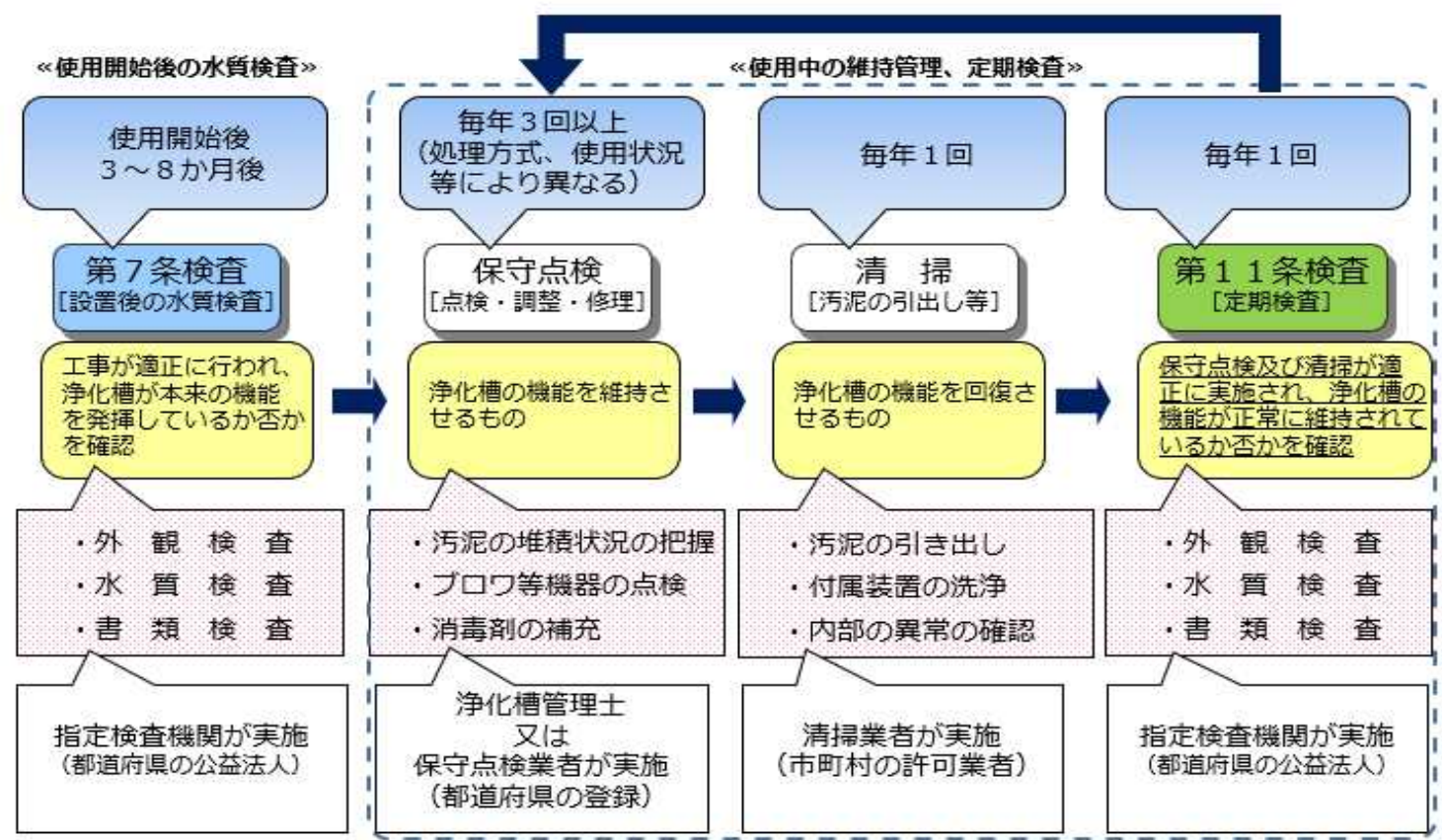


浄化槽推進室HP : <http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/>

1. 浄化槽法定検査の状況

(1) 法定検査について

- ◆ 浄化槽は技術上の基準を満たした設置工事や適切な構造をもち、技術上の基準に従って保守点検・清掃を実施し、汚水処理を行う、といった一連の流れが整うことで初めて適切な処理が行われる。適切な設置・維持管理等が行われていない場合、放流水の水質悪化や汚泥の流出等、公衆衛生上生活環境保全上に悪影響を及ぼす恐れがある。
- ◆ 法定検査にて浄化槽の設置や維持管理が適正に行われ、所期の性能が確保されているかを確認する必要がある。また浄化槽の長寿命化や特定既存単独処理浄化槽に対する措置を検討する上でも、法定検査の結果が重要となる。
- ◆ 法定検査の実施に関して、都道府県知事は管理者に対して必要な指導及び助言（必要に応じて勧告又は命令）の措置を行う。

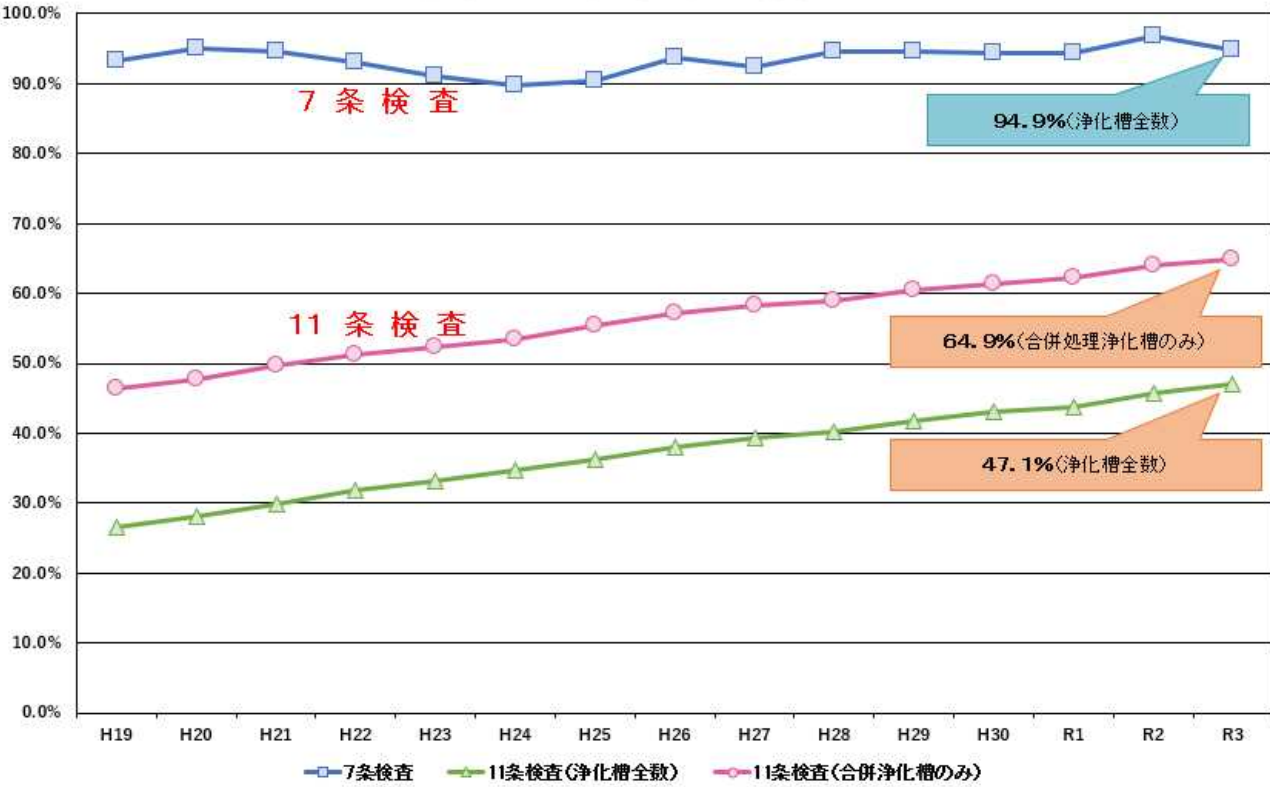


1. 浄化槽法定検査の状況

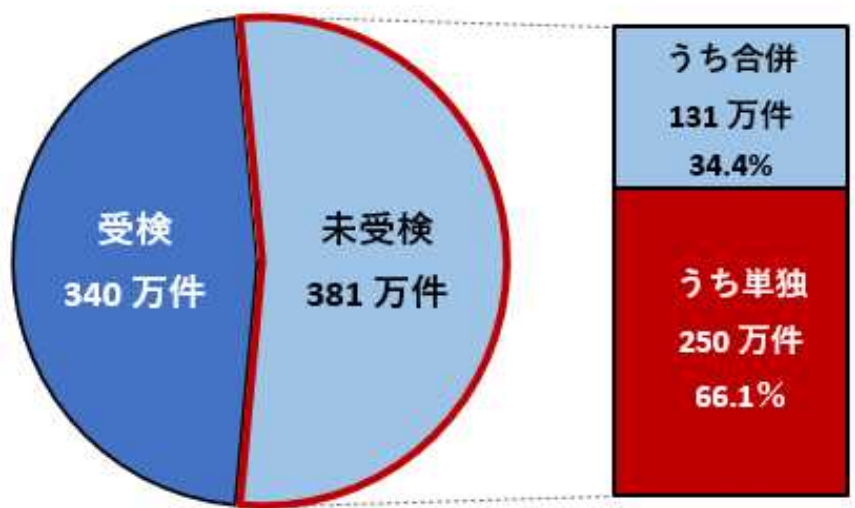
(2) 全国の受検率等について(令和3年度末実績)

- 7条検査（設置後の水質検査）は毎年約95%高い水準を維持している。
- 11条検査（毎年1回行う定期検査）の受検率向上が課題。
- 受検率は都道府県毎のばらつきが大きい（令和3年度の合併処理浄化槽受検率は80%以上が16道県ある一方で、30%未満が3府県）

法定検査の受検率の推移



11条検査実施状況

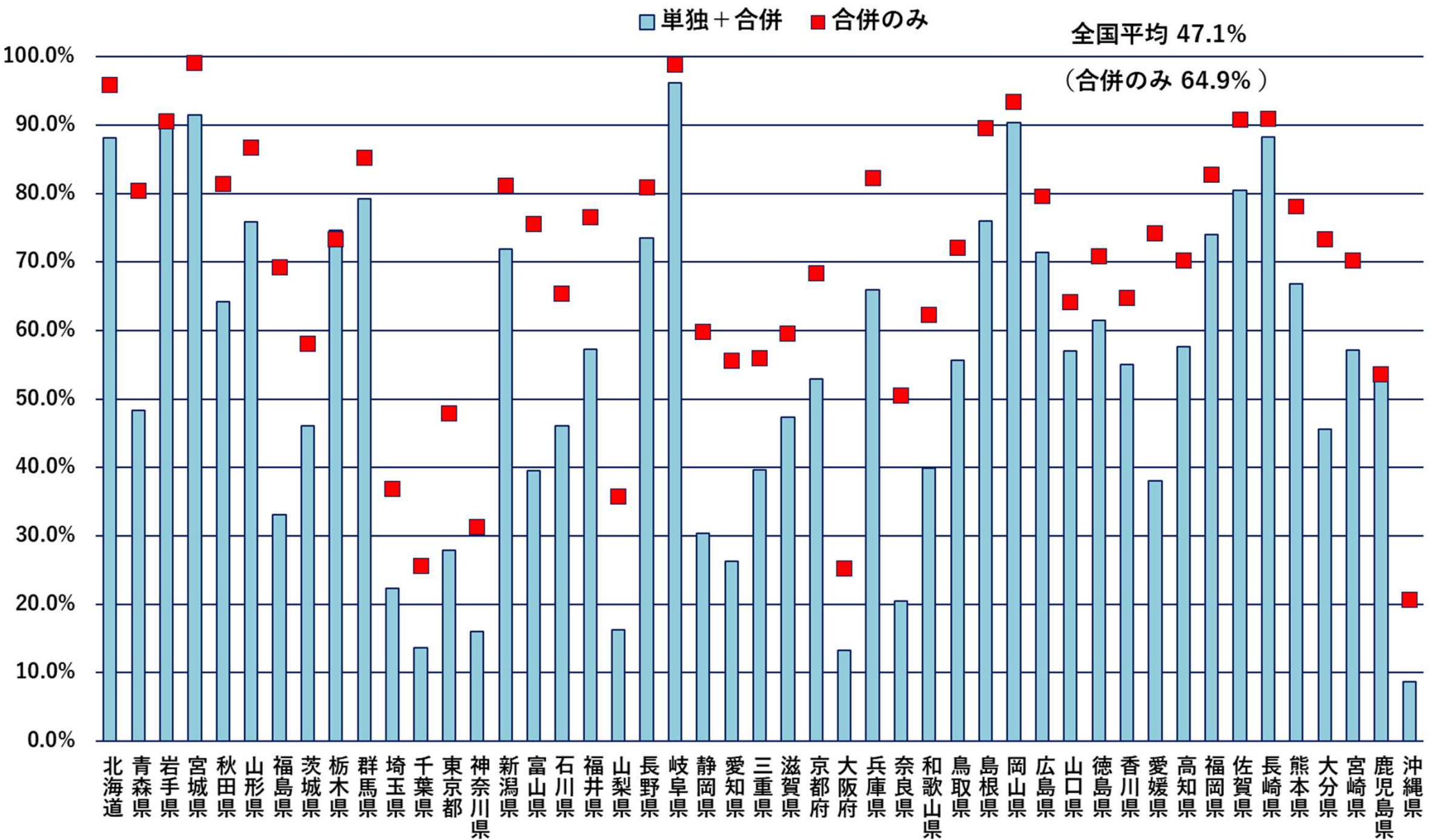


11条検査の実施状況（令和3年度末）

出展）環境省，令和4年度浄化槽の指導普及に関する調査結果

1. 浄化槽法定検査の状況

(3) 各都道府県の受検率等について(令和3年度末実績)



1. 浄化槽法定検査の状況

(4) 現行事例集の改訂の背景

県名	11条検査 受検率(%)	うち合併浄化槽 受検率(%)	台帳 整備	一括契約
岐阜県	96.2%	98.8%	有	18市町村
宮城県	91.4%	99.0%	有	4市町村
岡山県	90.3%	93.4%	有	岡山県及び県内市町村
岩手県	89.5%	90.5%	有	なし
長崎県	88.3%	90.9%	有	なし

共通していることは、県、市町村、指定検査機関、保守点検、清掃業者の連携

- ◎ 台帳整備の推進
- ◎ 一括契約の推進
- ◎ 未受検者に対する受検勧奨
 - ・ 行政と指定検査機関の連名による受検案内
 - ・ 未受検者への受検勧奨にテレビ等の媒体を活用
 - ・ 未受検者の勧誘を業者に依頼（申込代行） など



平成22年3月に公表

『法定検査受検率向上の取り組み事例集』

<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/pdf/houteikensa-jirei201003.pdf>

- 作成時から各都道府県における取り組み状況等は変化しており、情報の更新が必要となっている。
- 事例集を参考に取り組みを行う場合、必要事項や留意事項、効果的な内容等を分かりやすく示す必要があり、また閲覧が容易で、読み手側に対して活用しやすいツールになるよう改訂する必要がある。

2. 改定版事例集について

(1) 構成と概要

1. 浄化槽法定検査の趣旨とこれまでの経緯

…法定検査の位置付け、これまで発出された通知や浄化槽法改正の概要 等

2. 全国の実検率の推移及び実検率の低い都道府県の現状と課題

…実検率及び検査実施件数の傾向、実検率の低い都道府県の状況 等

3. 11条検査実検率向上のための取り組み事例

…実検率の高い都道府県や大幅な上昇が認められる都道府県における取り組みの内容及び実施時期と実検率の関係 等

4. 実検率向上策の考え方

…実検率向上策の分類、実検率向上のための段階的対応 等

5. それぞれの取り組みの特徴

…検査申込数の増加策、検査実施件数の増加策、検査対象件数の精度向上、各取り組みを円滑に進めるための工夫 等 (4. に示した向上策の解説)

参考資料

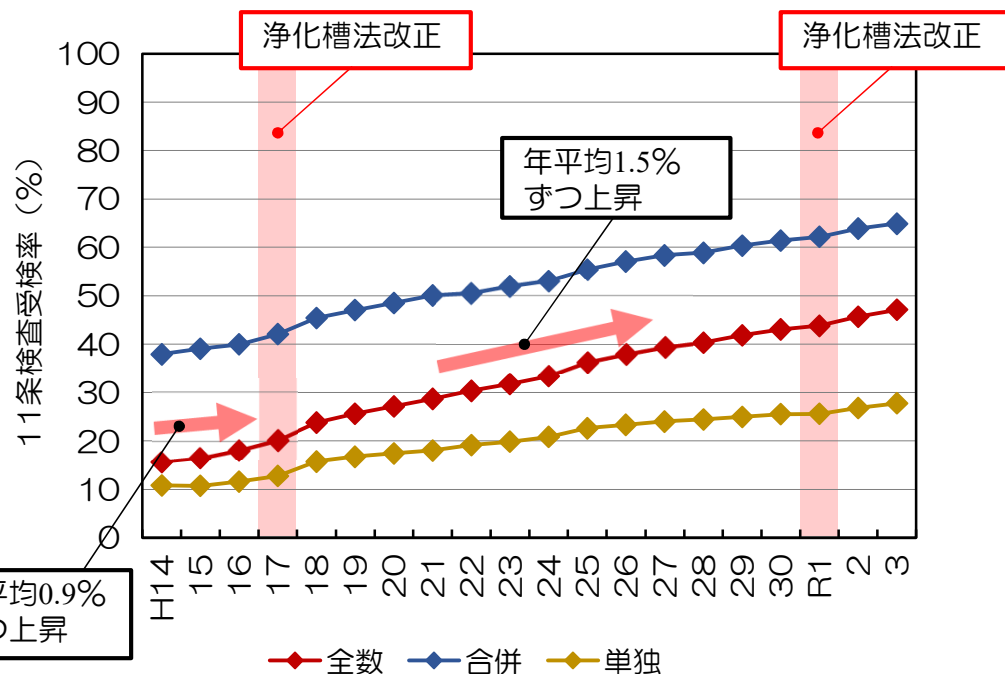
…法定検査に関する通知、未実検者への送付文書、検査申込書、クレーム対応マニュアルの例 等

2. 改定版事例集について

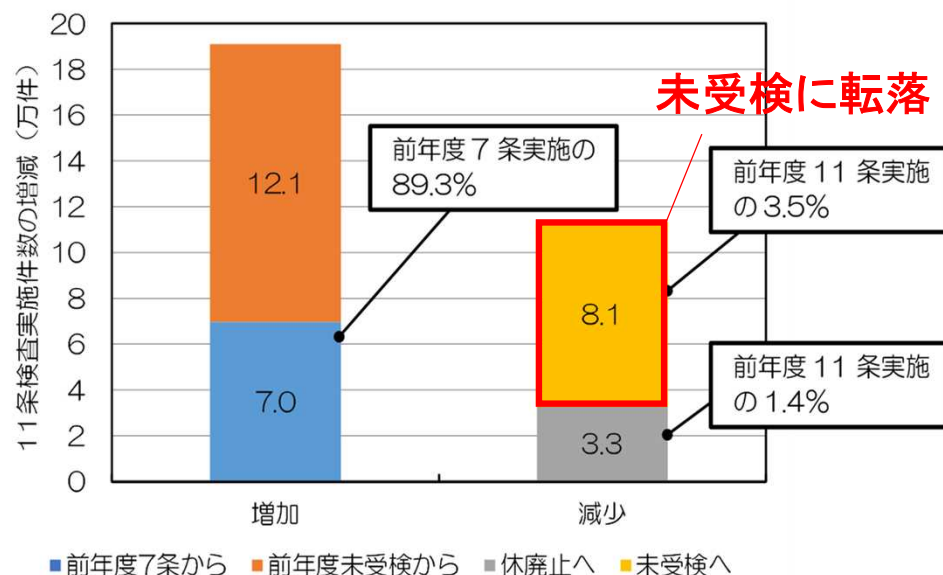
(2) 全国の11条検査の受検率の推移

(注) 本スライド以降、改訂版事例集の内容を記載するため、受検率等の実績は令和2年度以前の数値である。

法定検査受検率の年次推移（令和3年度末まで）



11条検査実施件数増減の内訳（令和元年～2年）



- 実施件数及び受検率は年々増加しているが、受検率は47.1%と依然低調な水準で推移しており、さらなる向上に向けた対策が必要
- 令和元年から2年にかけての検査実施数の増減を調査したところ、全国の網羅的なデータではないが、次年度には受検拒否等による未受検に移行する件数が多い傾向が確認され、これが受検率向上の妨げになっているものと思われる。

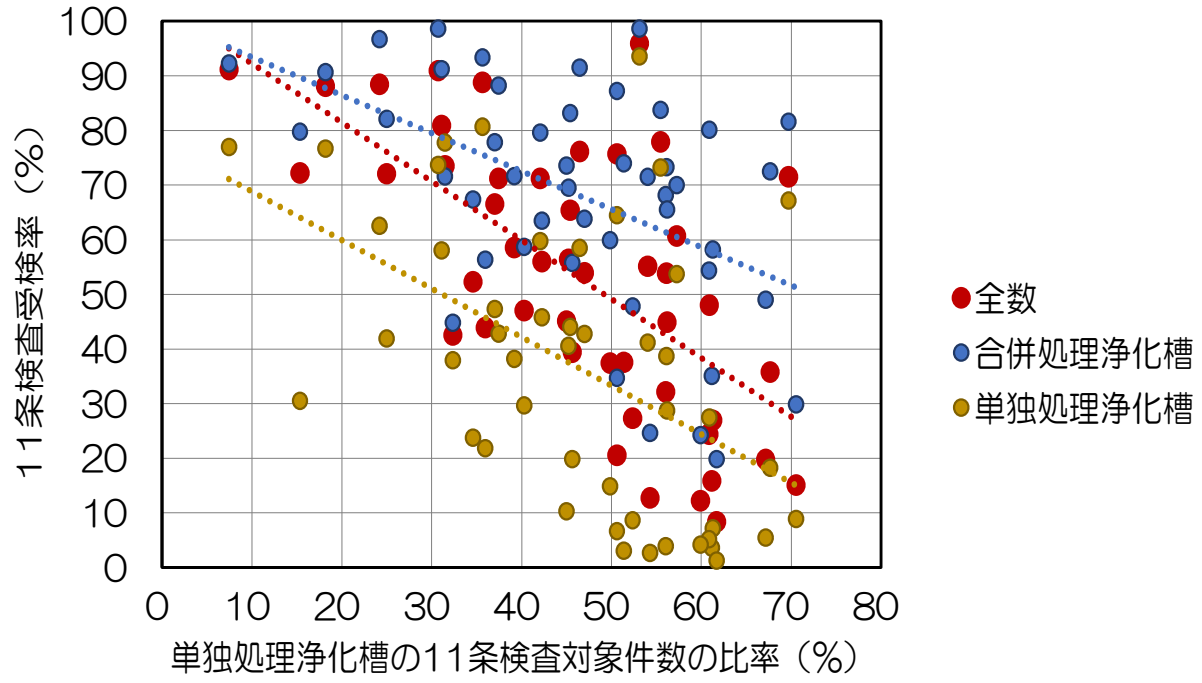
2. 改定版事例集について

(3) 全国の11条検査の受検率の推移

都道府県別の11条検査受検率（全数）の推移

各年度順位 グループ	都道府県	H22 受検率	グループ	都道府県	H27 受検率	H22時点 グループ	都道府県	R2 受検率	H22時点 グループ
1~10位	宮城県	92.4	①	岡山県	90.9	①	岐阜県	95.9	①
	岩手県	85.7	①	宮城県	88.9	①	岩手県	91.2	①
	長崎県	85.1	①	岐阜県	88.9	①	宮城県	90.9	①
	岐阜県	84.9	①	長崎県	85.0	①	岡山県	88.8	①
	岡山県	84.4	①	北海道	84.0	①	北海道	88.4	①
	佐賀県	75.4	①	岩手県	82.8	①	長崎県	88.1	①
	北海道	72.8	①	佐賀県	78.7	①	佐賀県	80.9	①
	新潟県	68.4	①	群馬県	72.2	①	群馬県	77.9	①
	福岡県	64.9	①	島根県	71.8	③	島根県	76.2	③
	群馬県	59.7	①	新潟県	70.8	①	山形県	75.7	②
11~20位	山形県	59.7	②	山形県	70.1	②	栃木県	73.5	②
	栃木県	57.1	②	福岡県	67.3	①	長野県	72.2	④
	高知県	56.4	②	広島県	65.4	②	福岡県	72.1	①
	秋田県	56.1	②	栃木県	65.3	②	新潟県	71.5	①
	兵庫県	50.5	②	熊本県	64.8	②	広島県	71.2	②
	広島県	49.9	②	秋田県	63.6	②	秋田県	71.2	②
	熊本県	49.2	②	兵庫県	61.3	②	熊本県	66.5	②
	青森県	48.3	②	高知県	58.8	②	兵庫県	65.4	②
	徳島県	45.7	②	徳島県	56.8	②	徳島県	60.7	②
	鳥取県	45.1	②	宮崎県	53.5	④	高知県	58.5	②
21~30位	山口県	43.3	③	鳥取県	52.1	②	宮崎県	56.4	④
	島根県	42.6	③	山口県	49.4	③	山口県	56.0	③
	大分県	31.8	③	香川県	47.6	③	鳥取県	55.1	②
	京都府	31.3	③	青森県	47.0	②	香川県	53.9	③
	香川県	30.3	③	京都府	44.5	③	福井県	53.9	⑤
	愛媛県	27.8	③	大分県	41.0	③	京都府	52.3	③
	滋賀県	27.7	③	石川県	40.4	③	青森県	48.0	②
	石川県	26.7	③	長野県	40.2	④	滋賀県	47.0	③
	鹿児島県	26.4	③	滋賀県	38.3	③	大分県	45.1	③
	富山県	26.2	③	鹿児島県	37.4	③	石川県	44.9	③
31~40位	三重県	25.7	④	茨城県	36.8	④	茨城県	43.9	④
	長野県	25.5	④	愛媛県	34.8	③	鹿児島県	42.6	③
	和歌山県	23.0	④	三重県	33.2	④	三重県	39.4	④
	宮崎県	22.4	④	富山県	31.2	③	愛媛県	37.5	③
	茨城県	22.1	④	和歌山県	30.3	④	和歌山県	37.5	④
	福島県	17.3	④	福井県	26.5	⑤	富山県	35.8	③
	愛知県	12.3	④	福島県	26.5	④	福島県	32.1	④
	奈良県	11.4	④	愛知県	18.5	④	東京都	27.3	④
	神奈川県	11.4	④	奈良県	17.2	④	静岡県	26.9	⑤
	東京都	9.7	④	東京都	15.1	④	愛知県	24.4	④
41~47位	福井県	8.9	⑤	静岡県	15.0	⑤	埼玉県	20.5	⑤
	大阪府	6.5	⑤	神奈川県	13.5	④	奈良県	19.8	④
	埼玉県	6.5	⑤	埼玉県	13.0	⑤	山梨県	15.9	⑥
	山梨県	6.3	⑤	山梨県	12.1	⑤	神奈川県	15.1	④
	千葉県	5.9	⑤	大阪府	8.5	⑤	千葉県	12.7	⑤
	沖縄県	5.4	⑤	沖縄県	8.0	⑤	大阪府	12.2	⑤
	静岡県	5.1	⑤	千葉県	7.7	⑤	沖縄県	8.4	⑤

単独処理浄化槽の比率と受検率



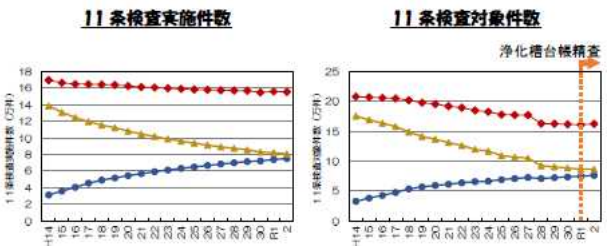
・ 受検率の低い都道府県は**単独処理浄化槽**の設置の比率が高い傾向

2. 改定版事例集について

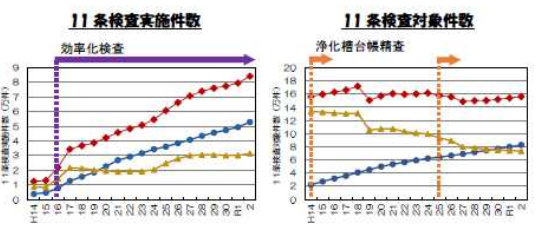
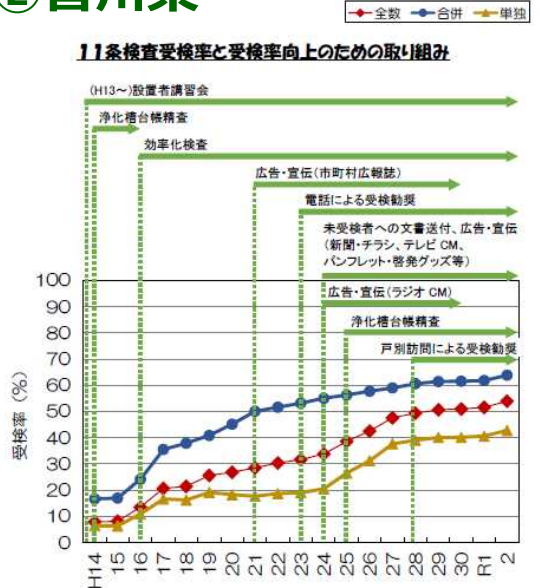
(4)実施されてきた受検率向上のための取り組み①

- ▶各自自治体の受検率向上の取り組みについて、年次の受検率の推移と取り組み内容を記載することで、視覚的にわかりやすい表記とした。
- ▶取り組み事例については、3つのグループに分類し、25府県の取り組み事例を挙げている。
 - ①令和2年度において11条検査受検率が80%を超えている都道府県
 - ②平成22年度から令和2年度にかけて11条検査受検率に20%以上の上昇が認められる都道府県
 - ③大きな上昇は認められないが令和2年度において11条検査受検率が60%を超えている都道府県

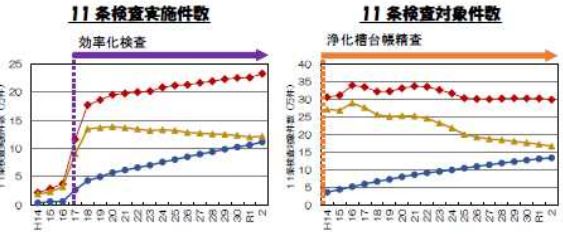
①岐阜県



②香川県



③群馬県



2. 改定版事例集について

(5)実施されてきた受検率向上のための取り組み②

図表の見方 (表示は群馬県)

取り組み開始を表記。

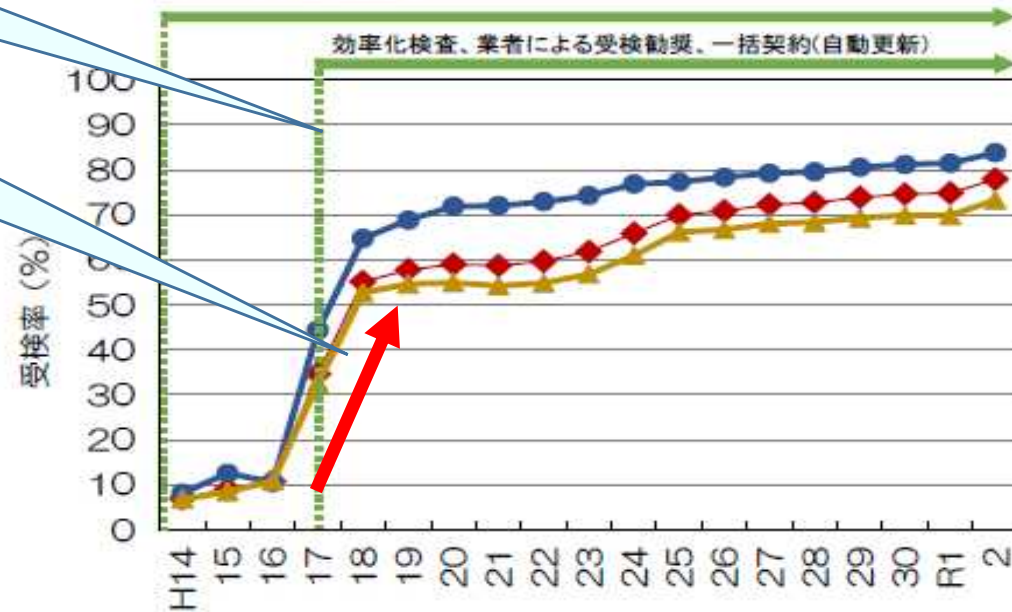
平成16年から17年にかけて受検率が大幅に向上。

未受検者への個別アプローチ (文書、電話等)、浄化槽台帳精査の開始に加えて、効率化検査を導入した時期を契機に受検件数が増加している。

◆ 全数 ● 合併 ▲ 単独

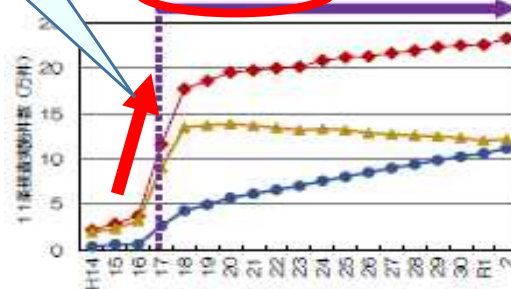
11条検査受検率と受検率向上のための取り組み

- (S60～)未受検者への文書送付
- (S60～)戸別訪問による受検勧奨
- (S60～)設置者講習会
- (S60～)広告・宣伝(市町村広報誌、パンフレット、啓発グッズ等)
- (H1～)浄化槽台帳精査



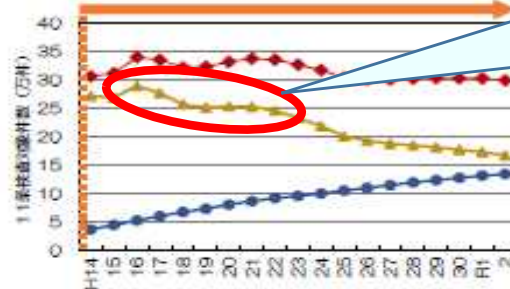
11条検査実施件数

効率化検査



11条検査対象件数

浄化槽台帳精査



浄化槽台帳の精査以降、単独処理浄化槽基数が減少する傾向。

2. 改定版事例集について

(6) 受検率向上策の分類と方法、実施者の一覧について

受検率向上策と実施者の一覧

受検率向上策	実施者		
	自治体	指定検査機関	関連業者
(1) 検査申込数の増加策			
1) 未受検者・受検拒否者への対応			
①文書通知	●	●	△※1
②電話による受検勧奨	●	●	
③戸別訪問	●	●	
④広告・宣伝	●	●	
⑤業者による受検勧奨 保守点検業登録条例の規定	●		●
⑥行政指導	●		
⑦維持管理費用に対する補助等	●		
2) 継続受検を促進するための仕組みの構築や説明の工夫			
①継続申込みの申込書の採用		●	
②一括契約や検査契約の自動更新		●	●※2
③浄化槽設置者を対象とした講習会等による啓発	●	●	
(2) 検査実施件数の増加策			
1) 検査員の増員			
2) 検査員による効率的な検査の実施			
①現場滞在時間の短縮（検査項目の一部削減等）		●	
②移動時間の短縮（検査対象の計画的な選定等）		●	
③検査事務の作業時間の短縮（入力作業の効率化等）		●	
3) 採水員等を活用した検査の導入	△※3	●	●
(3) 検査対象件数の精度向上（浄化槽台帳情報の精査）			
1) 指定検査機関の検査台帳との突合・精査	●	●	
2) 関連業者の保有する顧客情報との突合・精査	●		●
3) 下水道台帳との突合・精査	●		
4) 悉皆調査（現地確認）による精査	●	△※4	△※4

※1：保守点検・清掃業者から通知文書を配布する場合もある、※2：一括契約の場合、

※3：環境省と個別協議、※4：台帳精査に関する業務を受託した場合

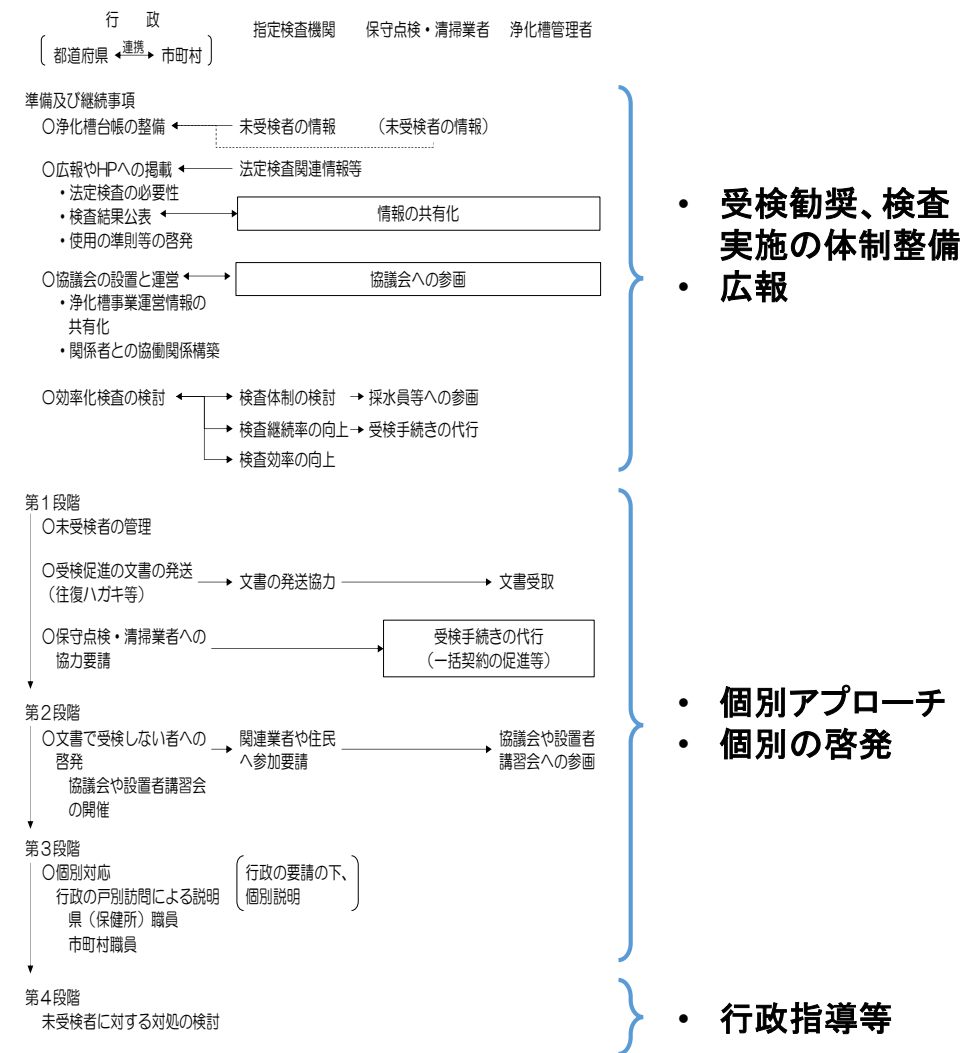
- ・ 未受検者への個別のアプローチ
- ・ 受検の必要性の周知
- ・ 費用負担の軽減

- ・ 自動継続の仕組み
- ・ 新規設置者の啓発

- ・ 検査申込みに対応するための体制構築、検査方法採用

- ・ 受検率算出の母数精査
- ・ 受検勧奨の効率化

受検率向上のための段階的対応（例）



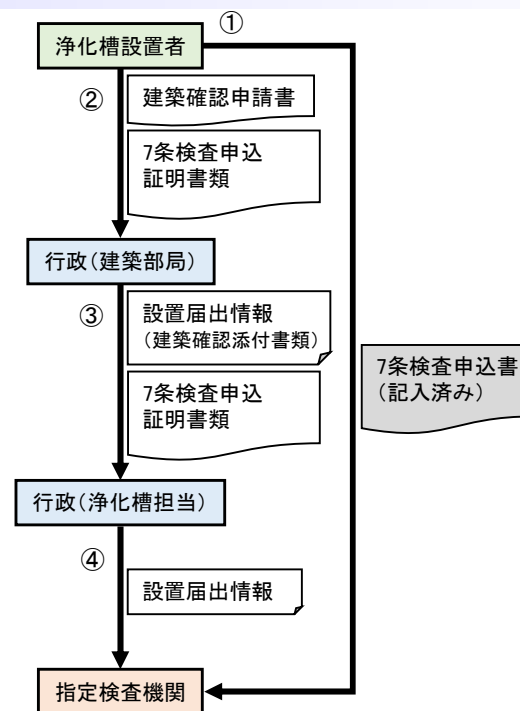
➤ 未受検者に受検を促す、継続して11条検査を受検する、7条検査受検から取りこぼさず11条検査を確実に実施するための工夫が必要。そのための方法や段階的な取り組み例を列挙。

2. 改定版事例集について

(7)受検率向上策の考え方

7条検査の受検の徹底化

- 7条検査受検から取りこぼさず11条検査を確実に実施するために自動的に移行する仕組みが重要だが、まずは7条検査の受検の徹底化が必要。
- 過年度業務において、7条検査の受検申込が指定検査機関に提出されるフローを4パターンに類型化し、その特徴を調査した。
(右図はフローの一例)
- 7条検査の受検率が十分でない自治体においては、フローを参考に実情に応じた対応が必要。



(左図のパターンの例)

設置の届出書類提出前に検査申込が行われ、地方自治体に提出される設置の届出書類には、検査申込が行われたことを証明する書類(検査申込書の写し、納付書等)が添付される流れ。検査申込書の提出窓口を指定検査機関とは異なる協会等が担い、それらの協会等を介して指定検査機関に検査依頼書が提出される仕組みを構築している県もある。

出典:平成29年度浄化槽の法定検査に関する調査検討業務報告書

検査申込でない検査の実施(鹿児島県の事例)

- 浄化槽管理者は法定検査の受検が義務化されていることから、検査申込書がない場合でも検査を実施。
- 特に、浄化槽台帳の整備によって法定検査を未受検の浄化槽管理者が見つかった場合、その浄化槽管理者は、浄化槽管理者としての法定検査の受検義務を知らない可能性があるため、指定検査機関が浄化槽管理者に対して、最初に検査の必要性等を丁寧に説明した事前封書を送付。
- その後、検査案内通知(検査日程通知)を送付し、法定検査を実施。
- 万一事前封書や検査案内通知及び現地にて受検拒否された場合は、県が浄化槽管理者に対して受検指導を実施。

2. 改定版事例集について

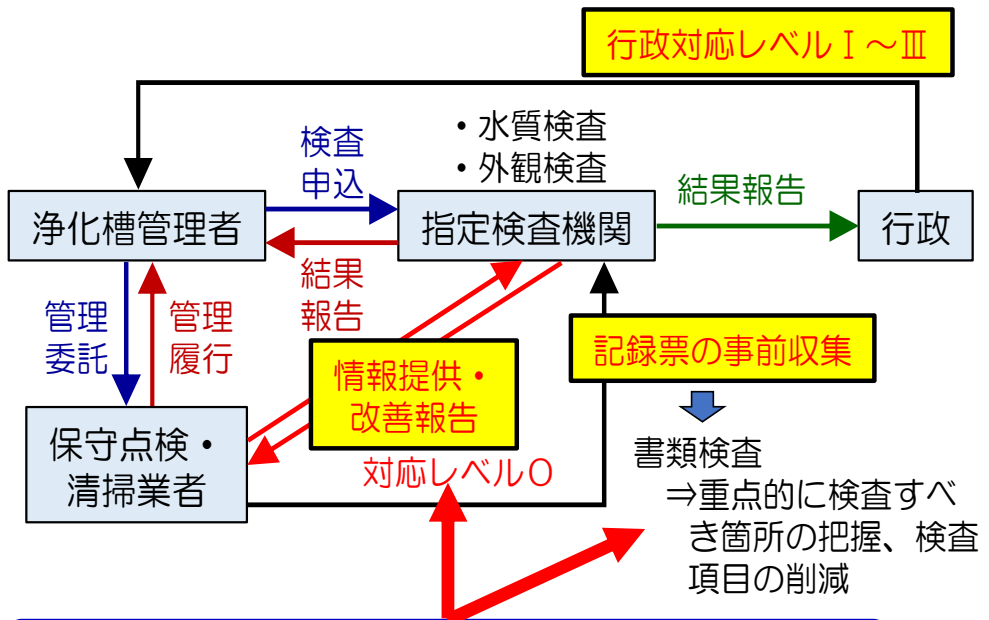
(8) 法定検査を受検するメリットの増大<基本検査の導入>①

法定検査の受検は義務であるが

- ◆ 検査の趣旨等、住民から理解が得られない。
- ◆ 様々な要因により、関連業者に受検勧奨等の協力を得られにくい。

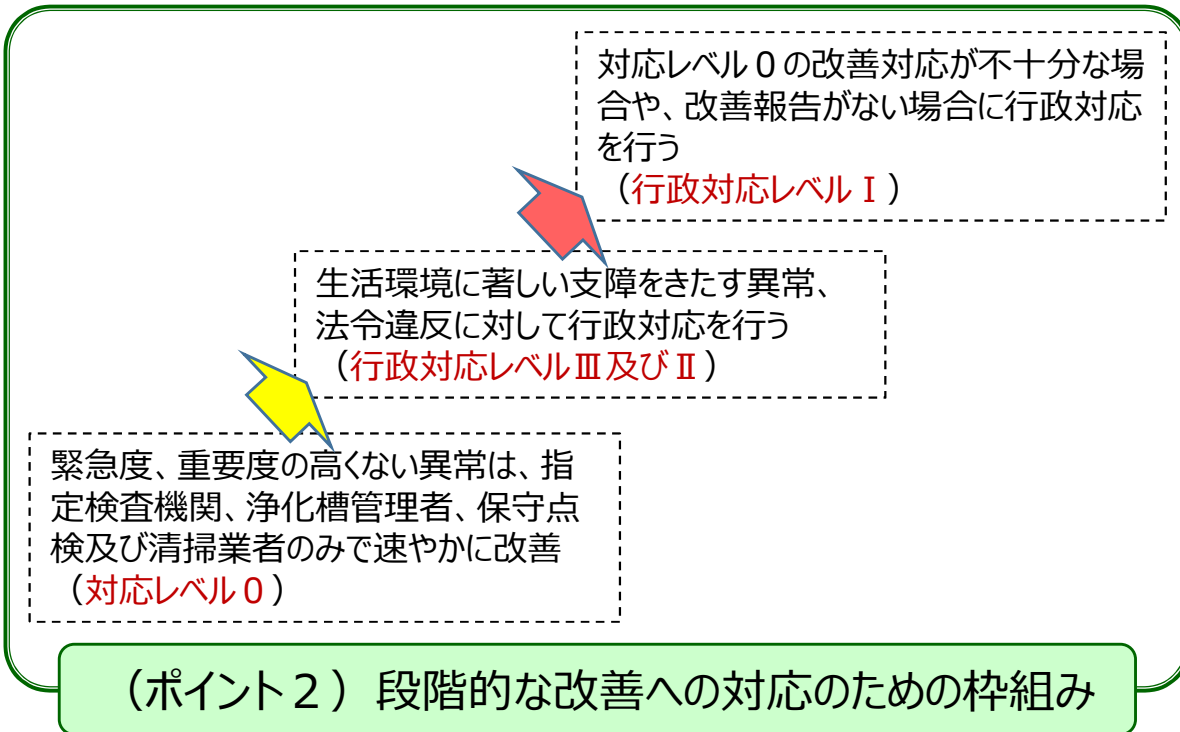
受検することによるメリットを増大させると、理解や協力が得られやすい。

○基本検査の概要



(ポイント1) 業者から記録票の事前収集

浄化槽管理者を含む関係者との情報共有化



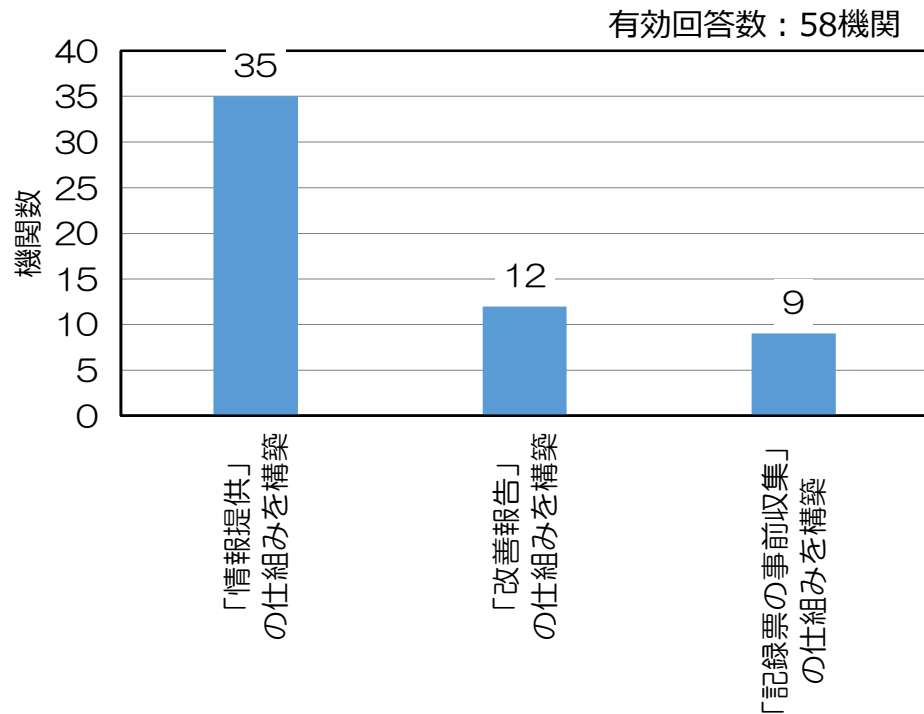
(ポイント2) 段階的な改善への対応のための枠組み

異常発見時の状況に応じた対応者の明確化と対応の迅速化

2. 改定版事例集について

(9) 法定検査を受検するメリットの増大＜基本検査の導入＞②

基本検査の仕組みの構築状況 (対応レベル0)



対応レベル0に対する反応（具体例） (異常に関する情報提供)

■ 住民の反応の変化

- 業者へ内容を伝える手間、専門的な用語等を用いた説明が省略できるため喜ばれた
- 検査結果に関する苦情や問い合わせが減少
- 異常時に早急に対応することで浄化槽に対する信頼度が向上

■ 関連業者の対応・反応の変化

- 顧客クレームを回避できるため好意的に受けとめられている
- 緊急対応が必要な異常の早期発見につながるため、好感を持たれている
- 異常が改善される件数が増加
- 業者側からも相談を密にしてもらえるようになり、情報共有が図られるように
- (水質悪化の改善策を提案することで) 業者の管理技術が向上

3. 検査申込数の増加策

(1) 文書通知

- 未受検者・拒否者に対する基本的な個別アプローチの手法
- 文書名義を行政機関との連名にすることが効果的
- 未受検者に対する送付率を高めることが重要
- 電話によるアフターフォローができると尚良い

未受検者に対する文書通知の実施状況

受検率	都道府県	開始年度	年平均文書送付数 件	送付/未受検の平均 %	受検/文書送付の平均 %	備考
向上	石川県	H24	14,420	39.4	7.5	
	福井県	H23	16,880	40.2	19.2	
	島根県	H23	10,960	43.3	17.7	
	広島県	H10、H19	21,011	36.8	8.0	
	長野県	H30				宛先不明者以外には送付
	京都府	H26	6,930	34.3	10.2	1機関の回答(2機関実施)
	香川県	H21	65,538	76.9	12.5	
	宮崎県	H22	42,753	53.2	9.2	
	茨城県	H25	37,505	23.9	8.9	
低調	滋賀県					未実施
	神奈川県	H20、H23	1,552	1.0	29.5	2機関の回答(3機関実施)
	奈良県	H20	225	0.3	25.9	
	鹿児島県	H18	407	0.2	37.6	
	沖縄県					未実施
	愛媛県	H19	1,150	1.0	45.7	
	富山県	H20	4,224	9.7	13.1	
	山梨県	H13	1,313	1.1	16.7	
	大阪府	H17				行政が実施しており不明
	千葉県	H30、H31	13,350	2.6	34.0	1機関の回答(2機関実施)
愛知県	H30、H24	377	0.1	17.0		

数年間ですべての未受検者に文書が行き渡るペースで送付



受検率が大幅に上昇

【実施する際の留意事項】

- 送付した文書に対する問い合わせ対応のため、文書の送付件数に応じて自治体の担当部署や指定検査機関に専門スタッフを配置する等の体制整備を行うことを検討
- 検査の実施体制の構築が必要(申込み件数が急激に上昇した場合への対応)

3. 検査申込数の増加策

(2) 未受検者への直接的な受検勧奨

① 電話による受検勧奨

- 未受検者に対する**口頭での説明**が可能
- **電話対応マニュアル**等の整備が必要
- **文書通知と組み合わせる**ことがより効果的
- 対象者のうち20%以上が受検している事例もある

【実施する際の留意事項】

- 取り組みの体制づくりが重要
(電話専門の職員の雇用等)

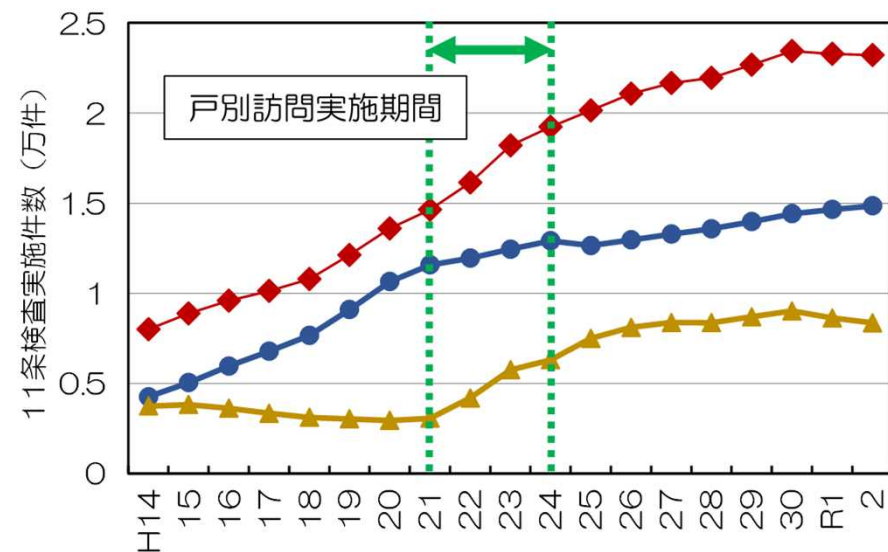
【対象者の例】

- すべての未受検者
- 前年度に受検した浄化槽管理者で申込みのないもの
- 文書通知を行っても申込みのない浄化槽管理者
- 過去3年間に申込みのない浄化槽管理者

② 戸別訪問

- 未受検の浄化槽管理者を直接訪問し、**対面で説明**
- 戸別訪問に際して、**行政職員が同行**することが非常に効果的
…対話に応じてもらいやすくなる
- 悉皆調査と戸別訪問による受検勧奨を組み合わせた取り組みの実施事例もある

戸別訪問による検査実施件数の増加

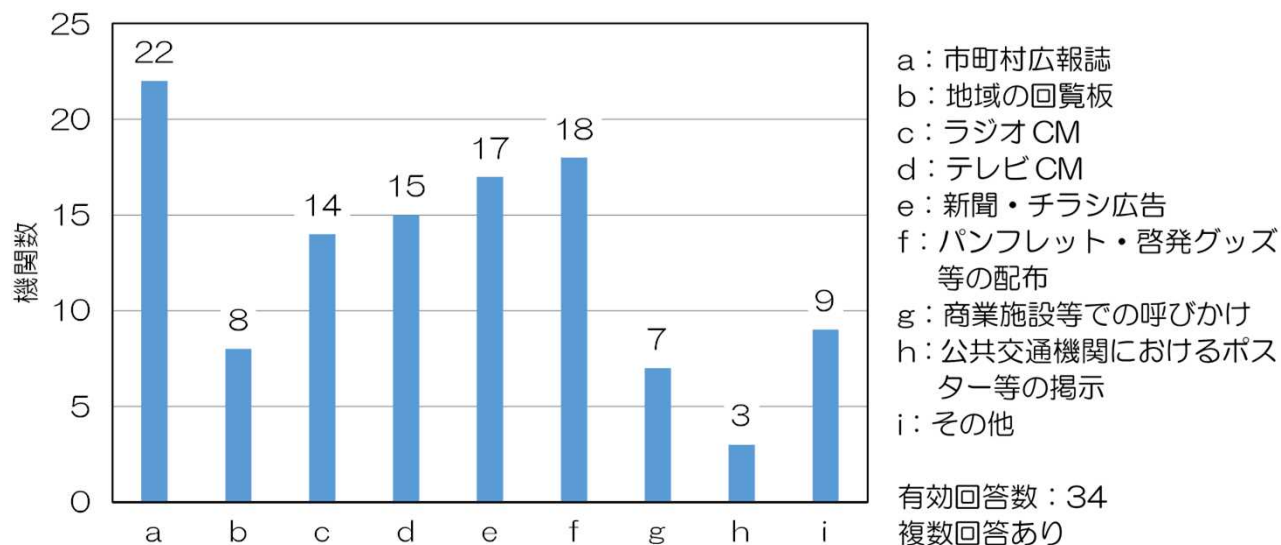


3. 検査申込数の増加策

(3) 広告・宣伝

- 情報を広く発信するための媒体を活用することで、未受検者に限らず、すべての浄化槽管理者に周知することが可能
- 法定検査について事前に認知されていることで、「①文書通知」、「②電話による受検勧奨」、「③戸別訪問」等の個別アプローチを行った際、管理者とのやり取りが円滑に進む
※ただし効果が実感しづらい面もあり。
- 広報媒体を活用するため、リクルートにも一定の効果が認められたとの意見もあり。

広告・宣伝の取り組み状況



その他の取り組み例

- HPへの掲載
- バナー広告
- SNSやデジタルサイネージ
- YouTubeへの広告、動画の掲載
- 自治体による防災無線
- 社用車側面への広告掲載
- イベントへの出展
- 公共施設でのパネル展示
- 出前授業

3. 検査申込数の増加策

(4) 関係業者による受検勧奨

- 未受検者に対し、保守点検・清掃業者が個別にアプローチ
- 普段から浄化槽管理者と接している業者が受検勧奨の実施者になることで信頼が得られやすい



関係業者の協力を
得ることがポイント

① 保守点検業登録条例における業者による受検勧奨に関する規定

群馬県	(営業所の設置等) 第十条9 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行つたときは、当該浄化槽管理者に法第七条又は第十一条の規定による水質に関する検査を受けるよう助言するものとする。
埼玉県	(業務の実施等) 第十条3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従つて浄化槽の保守点検を行うこととし、その結果、当該浄化槽について、法第七条第一項及び第十一条第一項に規定する水質に関する検査が行われていないことを知つたときは当該検査が行われていない旨を、法第十条第一項に規定する浄化槽の清掃が行われていないことを知つたときその他当該浄化槽の清掃を必要とする理由があると認めるときは当該浄化槽の清掃が必要である旨を、速やかに当該浄化槽管理者に通知しなければならない。

◎ 業者による受検勧奨の努力義務規定を設ける。

② 業者による受検勧奨を促進するための工夫

- 業者が円滑に説明できるような説明用資料の配布
- 業者を介した検査申し込みに対する手数料の支払い
- …代行申込みで検査料金の徴収も業者が行った場合、指定検査機関から業者に対して料金徴収の手数料を支払っている事例もある



関係業者のメリット化

3. 検査申込数の増加策

(5) 行政指導

未受検者に対して、各自治体からの行政指導を徹底する ➡ **受検率向上のための重要な要素**

(参考) 11条検査未受検者に対する処分行政処分等 (令和3年度)

	浄化槽法第12条の2			
	指導・助言	勧告	改善命令	
都道府県計	255,960	247	0	0
保健所設置市等計	72,173	0	0	0
合計	328,133	247	0	0

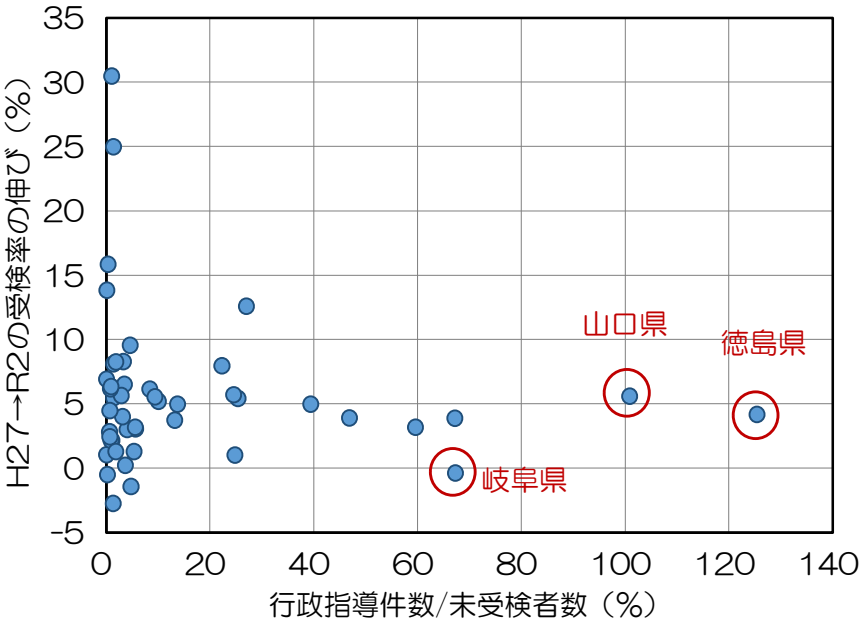
行政指導が徹底されている

未受検から受検への移行率

順位	都道府県	未受検から受検への移行率*	R2年度11条検査受検率	受検率順位
1	岐阜県	31.4%	95.9%	(1位)
2	岩手県	30.9%	91.2%	(2位)
3	群馬県	20.6%	77.9%	(8位)
4	栃木県	18.7%	73.5%	(11位)
5	長野県	16.9%	72.2%	(12位)
6	島根県	14.4%	76.2%	(9位)
7	香川県	14.3%	53.9%	(24位)
8	福井県	14.2%	53.9%	(25位)
9	山口県	13.6%	56.0%	(22位)
10	徳島県	13.6%	60.7%	(19位)
11	長崎県	11.0%	88.1%	(6位)
12	高知県	10.6%	58.5%	(20位)
13	宮城県	10.3%	90.9%	(3位)

行政指導が徹底されている

行政指導の実施頻度と受検率の伸び



※未受検から受検への移行率 (%) = (11条検査についてR1からR2にかけて未受検から受検に移行した件数) / (R1の11条検査未受検者数) × 100

3. 検査申込数の増加策

(6) その他の対策

① 維持管理費用に対する補助等の事例

- 浄化槽管理者の**費用負担の軽減**を図ることで、浄化槽の適正管理に誘導
- 法定検査料金のみを補助範囲としている自治体の場合2,000～8,000円/年が交付されている
- 浄化槽長寿命化計画に基づく改築事業も負担軽減の一つ

維持管理費用に対する補助を行っている市区町村数

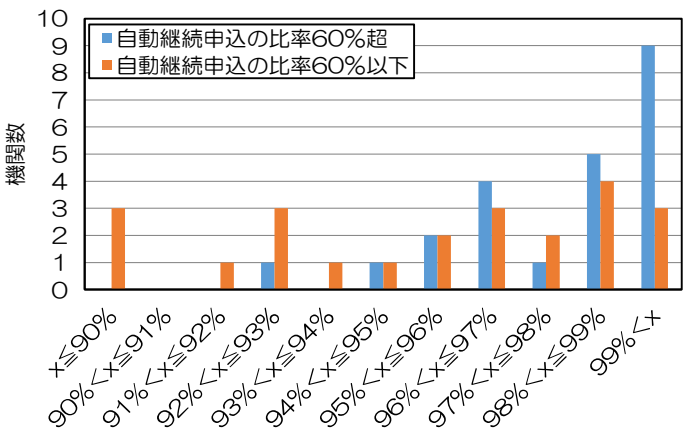
補助範囲	合併のみ	合併及び単独	計
保守点検・清掃・法定検査・その他*	27	1	28
保守点検・清掃・法定検査	45	7	52
保守点検・清掃	4	1	5
保守点検・法定検査	10	0	10
清掃・法定検査	5	0	5
他の組み合わせ	51	28	79
細規定なし	37	4	41
計	179	41	220

*電気代、修繕費、薬剤補給費等

② 継続申込みの申込書の採用及び一括契約や検査契約の自動更新

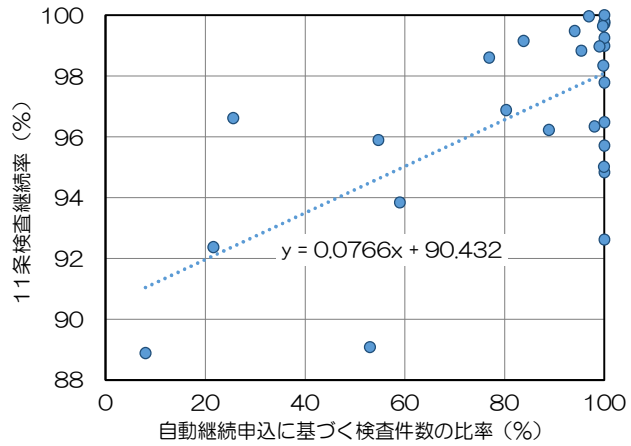
- 初回の手続きのみで申し込みが継続する申込方式や、管理者と指定検査機関との受検契約契約は保守点検や清掃を含めた一括契約も含む。
- 検査料金の口座振替(引き落とし)も継続受検の促進に有効

11条検査継続率の分布



11条検査継続率の範囲

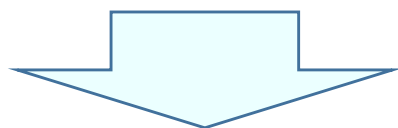
自動継続に基づく検査件数の比率と継続率



4. 検査実施件数の増加策

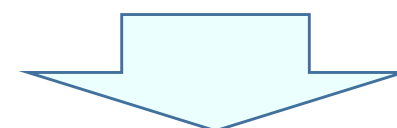
(1) 検査業務の効率化

- 指定検査機関を指定する基準として、環境省関係浄化槽法施行規則（以下、「省令」という。）第55条に定められており、このうち第1項の第1号乃至第3号において職員、設備等の検査業務の実施計画が適切であることが求められている。
- このうち、各指定検査機関の事業計画に見合う検査員の人員にて、検査申込数等の増加に対応するためには、検査業務の効率化が有効である



検査実施方法の効率化

- 効率化検査の実施
- 採水員等の活用



検査業務自体の効率化

- 検査データの入力方法
 - BOD検査の搬入作業
 - デジタル技術による検査計画の策定
 - 検査事務の効率化
- 等

4. 検査実施件数の増加策

(2) 効率化検査①

効率化検査について

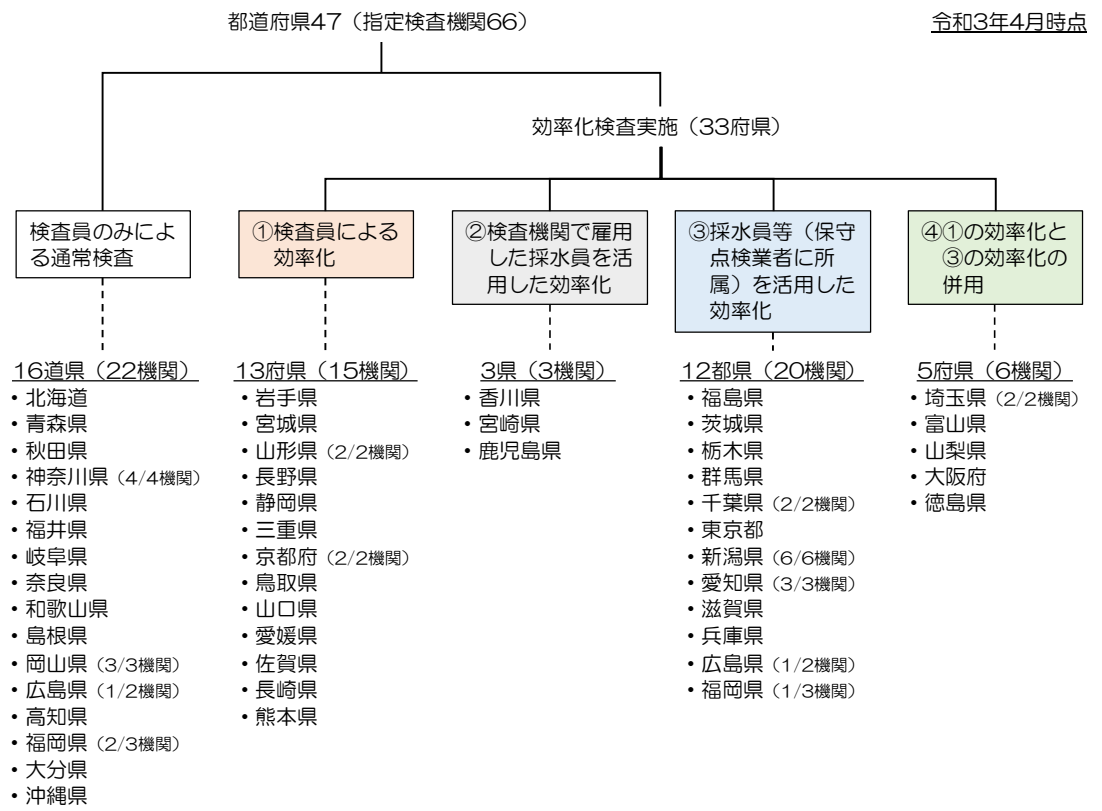
- 11条検査の検査方法にBOD検査が位置づけられている。(環境省告示第64号、衛浄第33号及び衛浄第34号通知)
- BODは設置及び維持管理の状況を総合的に示す指標であることにかんがみ、検査の効率化を図る観点から、他の検査項目の一部を軽減することが可能とされており、BODを活用して効率化した検査を、通称「効率化検査」といい、現在では33府県において導入されている。

◎参考：浄化槽法第七条及び第一一条に基づく浄化槽の水質に関する検査の効率的な推進等について
 (平成7年6月20日 衛浄第35号 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)

(中略)

二 法定検査の効率化等について
 いくつかの都道府県及び指定検査機関においては、法定検査とは別に、これまでの十一条検査とBODその他必要な項目を含む検査を定年周期で組み合わせて実施する方法、一次検査としてBOD測定等を行い異常の認められるものについて重点的に外観検査等を行う方法等が実施されているが、十一条検査においてBODを導入し、法定検査の効率化を図る観点からこのような方法を採用するに当たっては、その技術的妥当性を十分検討した上で、個別に当職と協議されたいこと。
 なお、検査の効率化等の観点からやむを得ずBOD検体の採水を検査員以外の者が行う場合にあっては、指定検査機関による監督が確実にい行い得る体制を整備するなど、法定検査の信頼性を損なうことがないよう万全の措置を講じられたいこと。

全国の効率化検査の導入状況



4. 検査実施件数の増加策

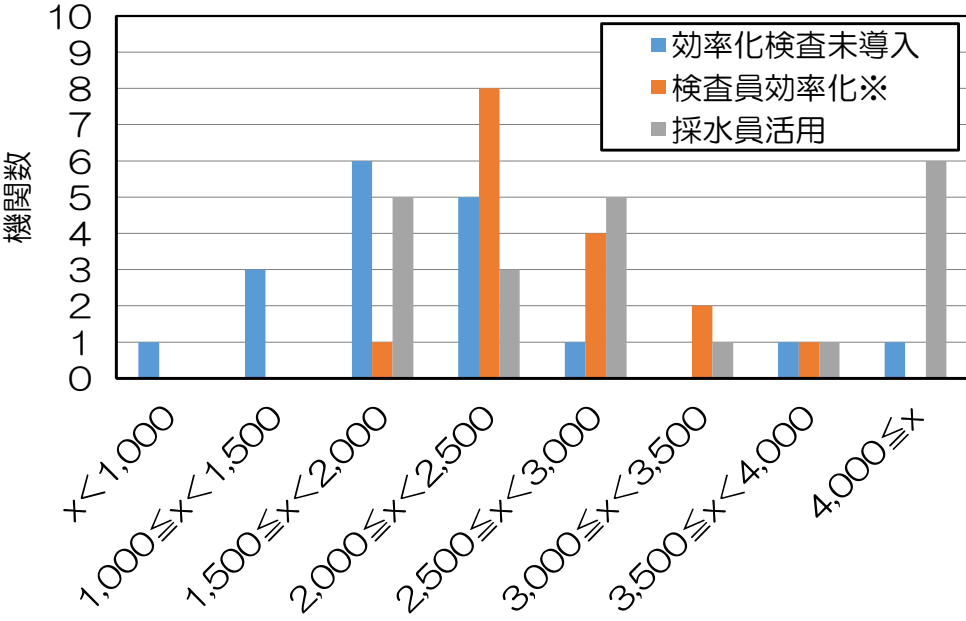
(2) 効率化検査② <検査員による効率化検査>

検査員による効率化検査の導入効果

- 法定検査判定ガイドラインに記載されている全項目のチェックのうち、BODの導入によって一部の項目をチェックする検査を、指定検査機関に所属する専属の検査員によって実施する方法。
- 法定検査判定ガイドラインに記載されている全項目のチェックを行う<ガイドライン検査>と比較すると、検査員1人当たりの年間検査実施件数が1.2倍に増加する。

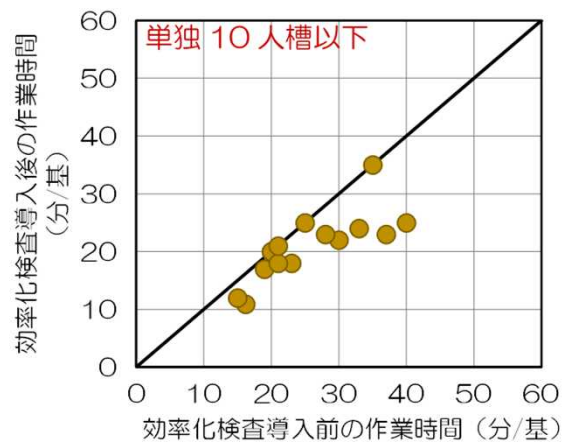
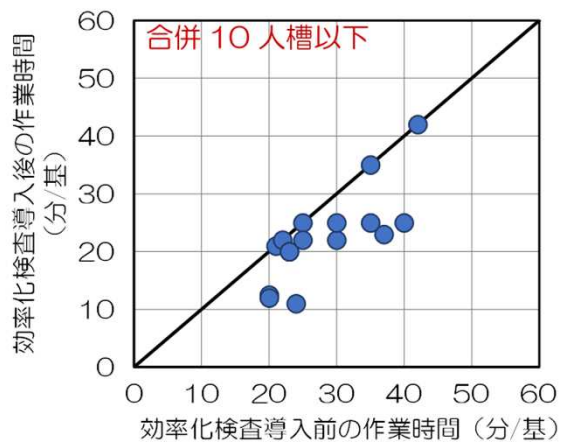
実働検査員1人当たりの検査実施件数

※ 指定検査機関で雇用した採水員を活用した検査を実施している機関を含む

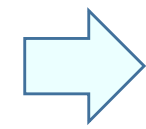


実働検査員1人当たりのみかけの検査実施件数

効率化検査導入前後の検査作業時間



- 現場での検査作業時間が平均で約20%削減 (理論上の作業時間の回答を含む)



検査員1人1日当たりの検査実施数の増加が見込まれる。

4. 検査実施件数の増加策

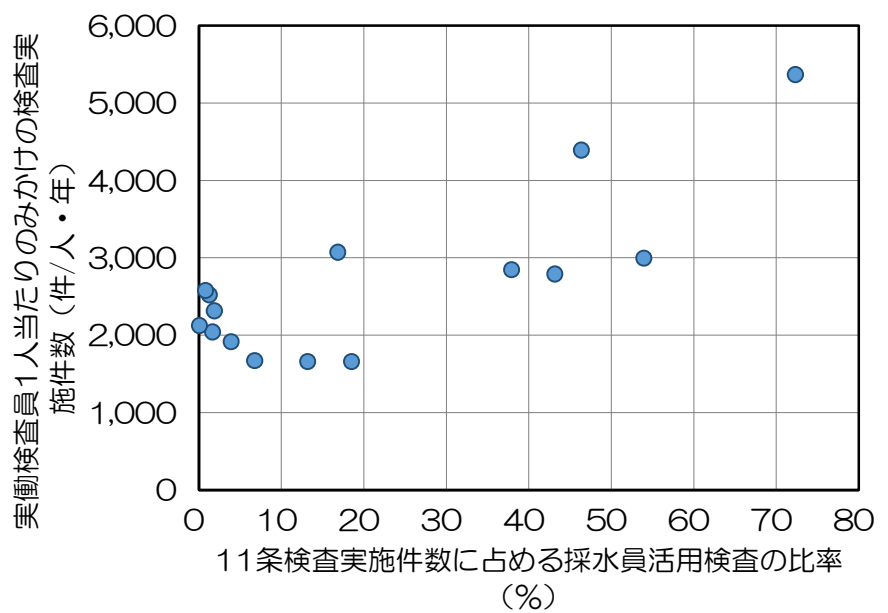
(2) 効率化検査③ <採水員等を活用した効率化検査>

採水員等を活用した効率化検査の導入効果

- BOD検体の採水を検査員以外の者（採水員等）が行う方法。
- 指定検査機関外の人材を活用することで、より多くの検査実施件数の増加が可能。（検査員1名当たりの見かけの検査実施件数は増加する。）
- 採水員等を活用した検査の実施件数が、全体の実施件数に占める割合が高いほど受検率が高い傾向。

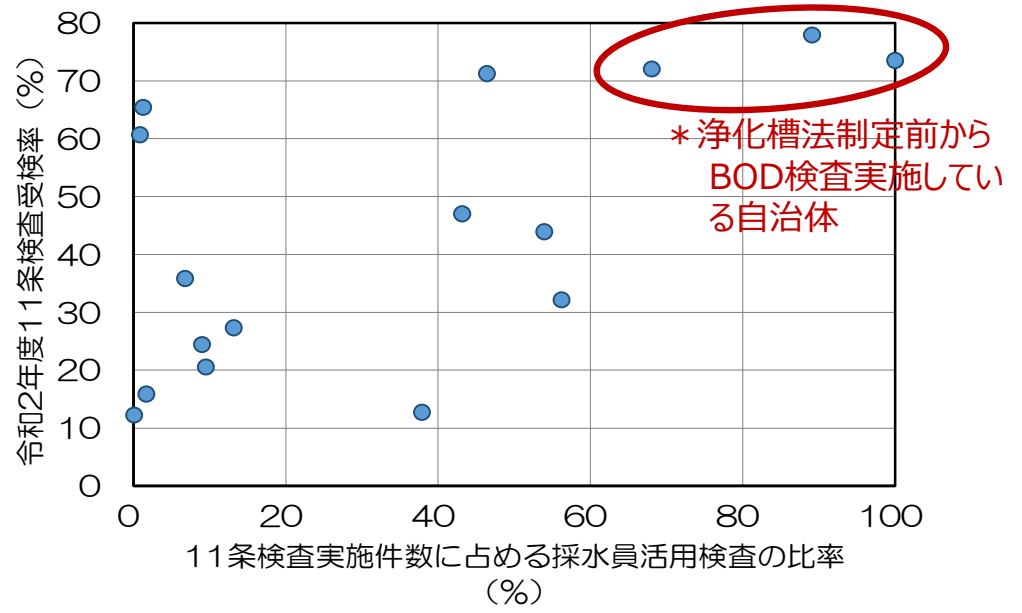
採水員の活用状況と検査員1人当たりの検査実施件数との関係

(周年検査を5年に1回以上の頻度で実施)



採水員等の活用状況と受検率の関係

(採水員等を活用している都道府県)



* 浄化槽法制定前からBOD検査実施している自治体

➡ 採水員活用検査の比率を高めなければ効果が小さい (関係業者の協力が必須)

4. 検査実施件数の増加策

(2) 効率化検査④

検査の効率化における留意事項

- 法定検査判定ガイドラインに記載されている全項目のチェックのうち、BODの導入によって一部の項目をチェックする検査である性格上、検査結果の信頼性が損なわれないような措置を講じることが必要。
- 特に採水員等を活用している場合には、指定検査機関による監督が確実に実行可能な体制を整備するなど、法定検査の信頼性を損なうことがないよう万全の措置を講じる必要がある。
- 効率化検査を導入している指定検査機関では、様々な手法による信頼性確保のための措置が取られている。

確認行為の手法と解説

- 二次検査（再検査）
検査を実施した浄化槽に異常が認められ、その原因が不明な場合などに、その検査に加えて何らかの検査を実施する手法
- クロスチェック
採水員等が採水（及び一部の外観検査項目のチェック）を実施した浄化槽の一部について、検査員別途が同一浄化槽へ赴き**試料採取等の妥当性**を確認する手法
- 周年検査
決められた周期（5年に1回等）で**定期的にガイドライン検査**を実施
- 前年度結果に応じた全項目検査
前年度の検査結果が「不適正」等であった浄化槽を対象にガイドライン検査を実施
- 採取試料のチェック
塩化物イオン濃度等の水質項目を用いて、採水員等が採取した試料について何らかのデータや基準と照合
* 採水された試料が正しく採水されたものかを確認する手法

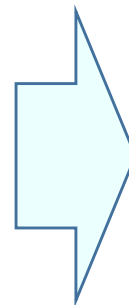
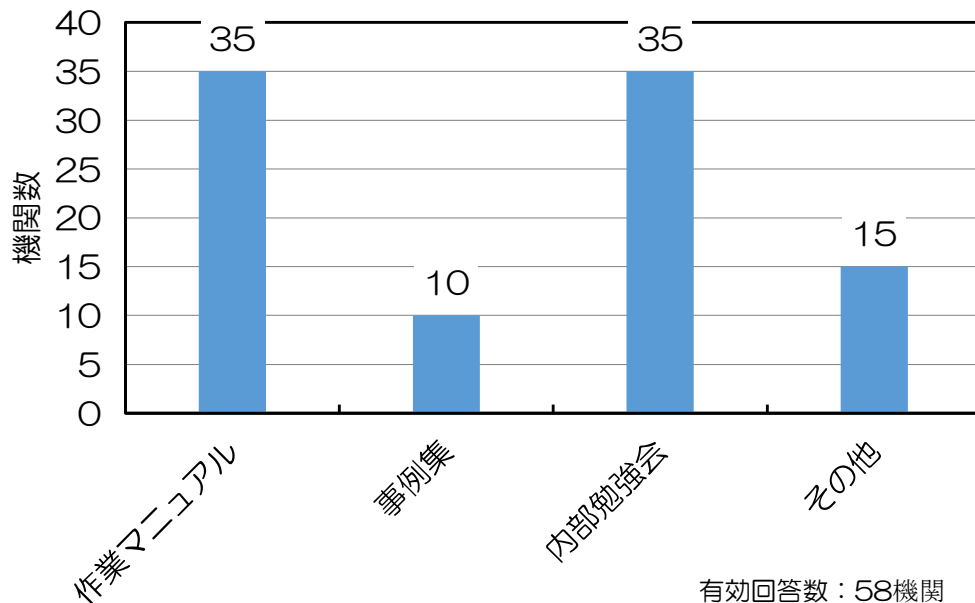
4. 検査実施件数の増加策

(3) 検査員の判断の統一化

検査員の判断等の統一化への取り組み

- 検査員が現場に赴き検査を行う機会は必ずあり、その際行われる外観検査、水質検査、書類検査及び総合判定において検査員（または水質分析担当者）ごとのばらつきを小さくすることが必要となる。
- 各指定検査機関での取り組み状況は、外観検査、水質検査、書類検査はマニュアルの作成、内部勉強会の開催が多い。また、検査員間のクロスチェックを実施している機関もある。
- 検査員が実施した外観、水質、書類の各検査及び総合判定の結果の確認は、上長等によるチェックにより実施しているケースが多い。

検査結果のばらつきを小さくするための工夫 (外観検査)



デジタル技術の活用

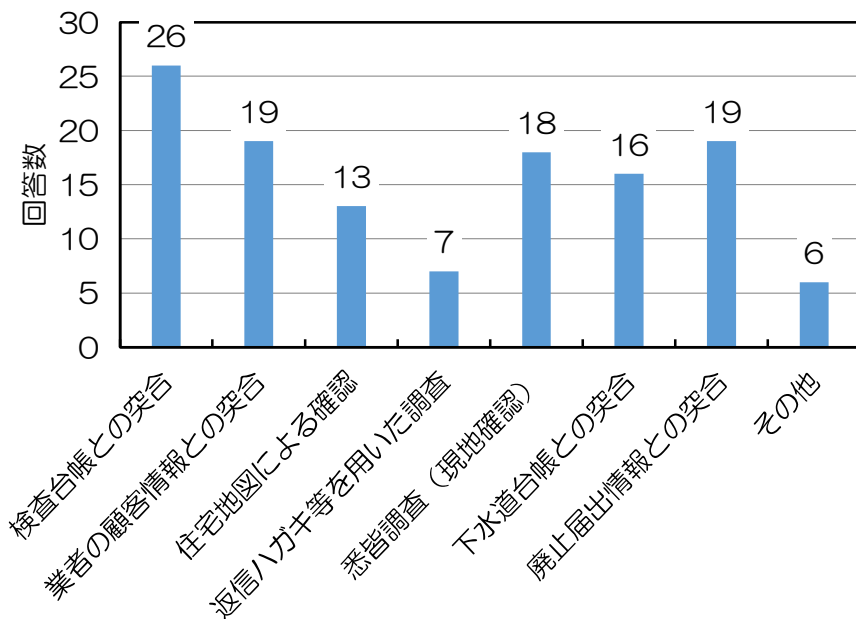
- 写真・動画の活用
現場での検査時に異常の状況の写真や動画を撮影
→ 上長等の確認、他の検査員との意見交換等によって、結果と齟齬がないか確認できる。
- 自動で総合判定する仕組み
総合判定のばらつきを抑制

5. 検査対象件数の精度向上

浄化槽台帳情報の精査

- 令和2年4月施行の改正浄化槽法において、各都道府県に浄化槽台帳の整備が義務づけられており、また台帳のシステム化については令和4年度を目処に整備をお願いしているところ。
- 浄化槽台帳は浄化槽の設置に関する情報や維持管理の実施状況について正確な把握を行うことで、11条検査の受検指導等を通じた良好な処理水質を確保することが可能であるため、台帳整備のための情報を収集することが必要。
- 整備の過程において、無届浄化槽、下水道等の台帳および空家等の各情報による休廃止についての精査を行い、11条検査の対象基数を正確に把握することで、11条検査の受検率が台帳整備前に比べて高くなる可能性がある。

浄化槽台帳情報の精査の状況



※自治体が保有する浄化槽台帳の精査を想定
※自治体が主体となって精査を行った場合であっても、指定検査機関の関与がある場合や精査の内容を把握している場合は回答

有効回答数：58機関

<その他の精査方法（例）>

- 排水処理施設調査
（下水道、浄化槽、くみ取りの状況調査）
- 指定検査機関の保有する廃止情報等の活用
- 上水の使用情報の活用
- 清掃業者の清掃台帳と突合し、その後、検査台帳と突合

6. 各取り組みを円滑に進めるための工夫

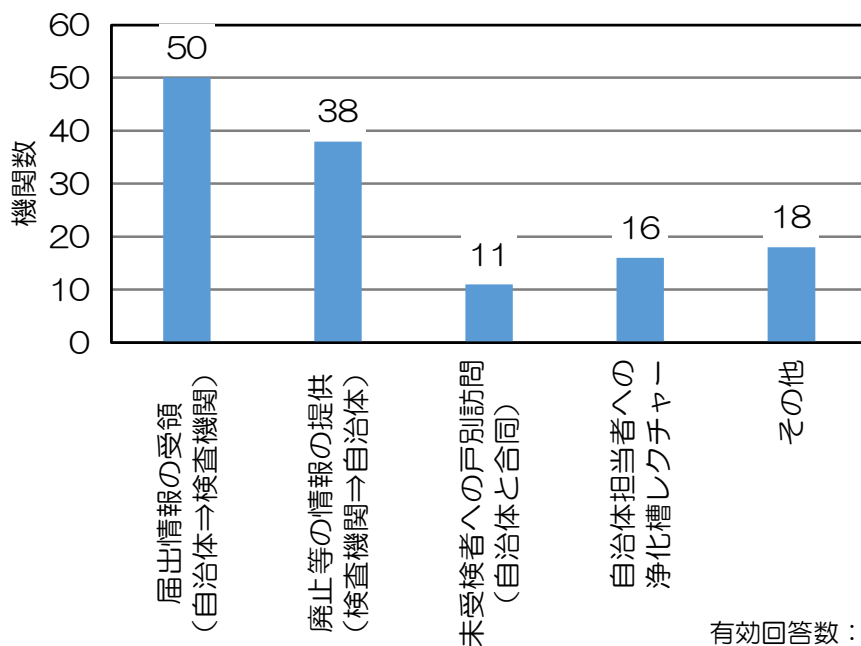
関係者が連携した取り組み

- 自治体と指定検査機関の台帳情報の連携
- 自治体と指定検査機関が共同で文書通知、戸別訪問
- 法定協議会を活用した浄化槽の適正管理の推進



単独で実施するよりも効果的な取り組みが可能

自治体と指定検査機関が連携して
行ってきた取り組み



<その他の取り組み（例）>

- 指定検査機関から自治体への未受検者リストの提供
- 浄化槽相談員としての活動
- 自治体が主催するイベント（設置者講習会、県主催の行政担当者会議、浄化槽に関する啓発イベント等）の開催に指定検査機関が協力

- 浄化槽の設置や維持管理が適正に行われ、所期の性能が確保されているかを確認する必要があり、また浄化槽の長寿命化や特定既存単独処理浄化槽に対する措置を検討する上でも、法定検査の結果が重要となる。
- 検査の趣旨に対して、特に11条検査の受検率は年々上昇するも未だ47%に止まっており、また、各都道府県において格差が大きいことから、今後さらなる受検率向上のための取り組みが必要。
- 各指定検査機関によって検査業務の効率化やBODを導入することによる効率化検査の実施によって受検率を伸ばしている例もあるが、地域の実情によって条件が異なるため、今般改訂した事例集を参考にして地域の実情に応じた実効的な取り組みが重要。
- 指定検査機関の自助努力だけではなく、各都道府県が未受検者への指導等の措置を徹底することで継続的な受検の効果を得られるため、検査の実施体制等を含めて都道府県と指定検査機関が連携しながら進めていくことが重要
- 各関係業者と連携して、継続的な受検勧奨や採水員等を活用した検査の推進を行うことも効果があることから、法定協議会等を通じて取り組みを行うことも必要。
- 浄化槽台帳による11条検査の受検対象者の把握は、指定検査機関からのアプローチや行政指導を行う上で基盤となるものであり、台帳システム等の整備や関係者との連携・協力による情報収集等を通じて最新の情報に更新する必要。